

西宮市立船坂里山学校の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立船坂里山学校について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立船坂里山学校

(西宮市山口町船坂2048番地2)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 船坂小学校跡施設管理運営委員会

代表者 委員長 梅原 浩之

所在地 西宮市山口町船坂2048番地2

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市立船坂里山学校条例（以下「船坂里山学校条例」）第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 船坂里山学校条例第5条に規定する施設の使用許可、不許可、特別の設備等の許可及び条件の付与に関する業務
- (3) 船坂里山学校条例第6条に規定する使用許可の取消し等に関する業務
- (4) 船坂里山学校条例第8条に規定する使用料の徴収及び減免に関する業務
- (5) 船坂里山学校条例第9条に規定する使用料の還付に関する業務
- (6) 船坂里山学校条例第11条に規定する入館の制限に関する業務
- (7) 里山学校の施設等の維持管理に関する業務
- (8) その他里山学校設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで